
プロジェクト	「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 25 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 25 回ディスクロージャー専門委員会(2019 年 6 月 25 日開催)(以下「第 25 回専門委員会」という。)で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

適用時期

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、開発中の会計基準の適用時期について、次のとおりとすることを提案した。
 - (1) 強制適用の時期は、2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からとする。
 - (2) 開発中の会計基準の公表日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用を認める。

【第 25 回専門委員会で聞かれた意見】

公開草案の公表時期は「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」と合わせるべきとの意見

3. 「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実は、あわせて基準諮問会議からテーマ提言されたものである。このため、適用時期はあわせて検討すべきである。また、公開草案もあわせて公表する方が理解しやすく、企業としても対応しやすいと考えられる。

(対応案)

「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実は、これまで並行して検討を進めてきており、類似の論点もあるものの、内容的には必ずしも相互に関係するものではないと考えられる。

このため、基本的には、今後も同時並行的に検討を進めていくことを念頭に置きつつも、「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」の検討に時間を要する結果、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実への対応が遅れるようであれば、別個に対応するかどうか検討することが考えられる。

早期適用を認めることに賛成する意見

4. 実施可能な企業が早期適用を行えば、より適切な財務諸表の比較が可能となるため、早期適用を認めることに賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

早期適用を認めるべきとする分析における表現を修正すべきとの意見

5. 「一部の早期適用可能な企業のみが早期適用を行うことによって、財務諸表利用者はより適切な比較が早くできることになる」として早期適用を認めるべきとする ASBJ 事務局の分析の趣旨は、開発中の会計基準の適用によって会計処理に変更はなく、これまで開示していなかった情報を開示するのみであるため、一部の企業が早期適用を行ったとしても特段問題はないというものであると理解している。しかし、上述の表現では、そのように解釈できない可能性がある。

(対応案)

開発中の会計基準を適用した結果、採用した会計処理が明らかになることにより、他の企業と会計方針が同じであればそのことを前提に分析が可能となり、他の企業と会計方針が異なるのであればそのことを前提に分析が可能となるという意味で、財務諸表の比較可能性が向上するものと考えられる。ASBJ 事務局の分析の趣旨は、早期適用が可能な企業に対して早期適用を認めることによって、より早く比較可能性が向上するため、早期適用を認めてはどうかというものであった。このため、この点が明らかになるよう審議事項(2)-2を修正している。

なお、聞かれた意見は、早期適用を認めることについての異論ではないと考えられるため、審議事項(2)-3の基準文案では、特段の対応を行っていない。

周辺諸制度の状況に関する分析は、公開草案へのコメントを踏まえて見直しが必要であるとの意見

6. 強制適用の時期に関する分析において、ASBJ事務局は、周辺制度の状況に関して考慮が必要な事項は特段見受けられないとしているが、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、必要に応じて、当該分析結果及び強制適用の時期を再検討するなど柔軟に対応すべきである。

(対応案)

公益財団法人 財務会計基準機構の定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」に第19条第4項に従い、公開草案に対して寄せられた意見については、適時に検討を行う予定である。

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案

【第25回専門委員会で聞かれた意見】

開示される重要な会計方針が減少することは想定されないとの記述を修正すべきとの意見

7. 基準文案の第29-2項は、重要な会計方針の開示の量が減少することは想定されないと解釈できる記述になっている。しかし会計方針は、企業が重要であると判断したものを開示しており、本来、量の大小は関係ないため、記述を修正すべきである。

(対応案)

開発中の会計基準は、重要な会計方針の開示における従来の方え方を変更するものではないため、従来、重要性の判断に基づき開示していた会計方針は、通常、継続して開示されるものと考えられる。審議事項(2)-3の基準文案の第29-2項において、修正後の文案をお示ししている。

重要性の判断の結果として開示が減少することは否定すべきではないとする意見

8. 開発中の会計基準を適用する過程で、既存の企業会計原則注解(注1-2)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)の定めを照らして、現在開示している会計方針の重要性を改めて検討した結

果、開示を省略することは否定されるべきではないと考えられる。しかし、基準文案の第 29-2 項の記述は、そのような場合も含めて開示される会計方針の減少が想定されていないようにも解釈できるため、表現を工夫してはどうか。

(対応案)

本資料の第 7 項の対応案に記載したとおり、開発中の会計基準は、重要な会計方針の開示における従来の考え方を変更するものではないため、従来、重要性の判断に基づき開示していた会計方針は、通常、継続して開示される旨を記載することが考えられる。

重要な会計方針は従来どおり開示できることを文案に記述すべきとする意見

9. 利用者が分析する際に財務諸表に記載された金額の根拠を理解する手がかりとなるため、重要な会計方針については、従来どおり開示できることを文案に記述することが望ましい。

(対応案)

本資料の第 7 項の対応案に記載したとおり、開発中の会計基準は、重要な会計方針の開示における従来の考え方を変更するものではないため、従来、重要性の判断に基づき開示していた会計方針は、通常、継続して開示される旨を記載することが考えられる。

企業会計原則注解（注 1-2）の定めから新たな定めは追加していないことを文案に記述すべきとの意見

10. 基準文案の第 4-4 項については、企業会計原則注解（注 1-2）にはない、新たな定めが追加されているとの誤解を招きかねないため、開発中の会計基準の結論の背景において、企業会計原則注解（注 1-2）の定めの方考え方をそのまま引き継いでおり、新たな定めを追加していない旨を記述してはどうか。

(対応案)

基準文案の第 4-4 項については、列挙した会計方針が例示であることを強調するため、「ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。」という記述を追加しているが、基準文案の第 29-2 項において、企業会計原則注解（注 1-2）における定めを引き継ぐ形で会計方針の開示を求めることとした旨を記載していることを踏まえると、基準文案の第 4-4 項について企業会計原

則注解（注 1-2）の定めを引き継いだ旨を個別に記載しなくとも趣旨は伝わるのではないかと考えられる。

代替的な会計処理が認められていない場合においても重要な会計方針の開示は省略できないことを明確にすべきとの意見

11. 基準文案の第 4-5 項の記述は、重要性のある会計方針においても、会計基準等の定めが明らかであり、代替的な会計処理が認められていない場合には、開示を省略できると解釈される可能性がある点が懸念される。当該記述は、基準文案における結論の背景の第 44-4 項の後に移動するなどの対応を検討してはどうか。

(対応案)

企業会計基準注解（注 1-2）の定めを引き継ぐ方針としているため、代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合に、当該会計方針の注記を省略することができる旨の定めのみ結論の背景に記載することは適切ではないと考えられる。

本資料の第 7 項の対応案に記載したとおり、開発中の会計基準は、重要な会計方針の開示における従来の考え方を変更するものではないため、従来、重要性の判断に基づき開示していた会計方針は、通常、継続して開示される旨を記載することが考えられるとして、審議事項(2)-3 の基準文案の第 29-2 項を修正している。また、基準文案の第 44-4 項において、会計基準等の定めを繰り返して記載するだけにならないようにすることが当該定め趣旨と考えられる旨を記載している。

これらをもって、上記の懸念に対処することが考えられる。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

【第 25 回専門委員会で聞かれた意見】

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に適用した会計処理の原則及び手続の例示について、重要性のあるもののみが開示対象となる旨を記述すべきとの意見

12. 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に適用した会計処理の原則及び手続の例示に該当するものすべてが開示対象となるわけではなく、あくまで企業が重要であると判断したもののみが開示対象となることわかるような記述とすべきである。

(対応案)

審議事項(2)-3 の基準文案の第 29-2 項において、修正後の文案をお示ししている。また、当該記述にあわせて資料(3)-2 の「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案を修正している。

企業会計原則注解（注 1-2）の定めから新たな定めは追加していないことを記述すべきとの意見

13. 「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案の「開示目的」においても、本資料の第 10 項と同様、企業会計原則注解（注 1-2）の定めの方をそのまま引き継いでおり、新たな定めを追加していない旨を記述してはどうか。

(対応案)

審議事項(2)-4 の「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案において、修正後の文案をお示ししている。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合の例示を、基準文案の結論の背景に含めてはどうかとの意見

14. 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に適用した会計処理の原則及び手続の例示について、基準文案の結論の背景に記述する方がわかりやすいのではないか。

(対応案)

「コメント募集及び公開草案の概要」の文案に記載をした会計方針の例示は、審議の過程で念頭においた会計処理の原則及び手続を示したものである。これらは、回答者がコメントを検討するのに役立つと考えられたため、「コメント募集及び公開草案の概要」の文案に記載したものであるが、仮に会計基準の結論の背景に記載した場合には、これらが開示の上限となってしまう可能性がある。このため、会計基準の結論の背景には記載しないことが考えられる。

以上